

もったいない! 未来のために  
母の視点で **よりも** で見直し  
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員

# 西村久子 県政報告

第33号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net



## 今日 **よりも** 明日

年の瀬です。かわいらしくピョンピョン跳ねて、明るい年となるように・・・の期待は無残にも打ち砕かれた悲しみの一年でありました。千年に一度と言われる大震災にあたり合わせて、生きながらえている不思議、寸刻の後が予測できない自然界にあって、去年のように、また昨日の繰り返しが続くことの幸せ、平凡が続くことの大きな意義を、より強く感じた年であります。

もっともっとと限りない成長を求める人間の貪欲さ、いつまで経っても得られない満足を、天は戒めたものと思います。

ありふれた日常がどんなに幸せであったのか、亡くなられた方々の無念を、復興を託された国民がしっかりと受け止め、絆をたよりに「がんばろう!日本」・・・桁外れの贅沢よりも、ありふれた日常の幸せの感じられる年を迎えたいと思います。

どうぞいいお年をお迎えください。・・・



### 11月定例議会一般質問 抜粋

### JR 駅に緊急電話の通じないことについて

つい先日、県庁からの帰途、薄暗くなった稲枝駅上りホームから、降りた電車が行き去った後、3人の高校生らしき男子がばらばらと線路上に飛び降りた。危ないよ! の声も聞こえないままレールを超えて向いのホームにジャンプ、二人は一回で上がったものの残る一人は何度も飛び上がりよじ登った。何事もなくことはすんだが、危険極まりなく、けしからぬ行動。陸橋を渡り改札を出て駅員さんに注意していただく・・・と見ると、その時間帯は無人の稲枝駅でした。きっと無人であることを知って高校生はやんちゃしたのだと思います。その後、時間を変えて稲枝駅に電話を入れようと探すのですがつながらず、管理の彦根駅にと探しても電話はありません。結局、神戸のお客様サービスセンターに連絡をする事となったのですが、ここもまた、「只今大変混雑いたしておりますので、順番におつなぎしております。そのままお待ちください。」の繰り返しで、うちがあきません。

結局、市役所に説明して対策をお願いしましたが、JR駅にはそうした緊急時連絡の電話が無かったです。無人の駅は少ないでしょうが、管理する駅につながる電話の無いのは、どこの駅も同じだと思います。今回の例よりはるかに重大な緊急時、一般人からの連絡は、どこからでも駅に入らないと大事故になりかねません。一般県民から見れば、驚きの実態ですが、方法があるとしても一般には周知されておられません。

警察は、県民のこうした不安を、どう受け止められますか、お尋ねします。JRに、安全確保に向け連絡の取れる体制整備を申し入れしていただきたく、土木交通部長に見解を求めます。

**答** 鉄道は、大変に便利な公共交通機関でけれども、県内でも軌道内への置き石や立入り、ホームからの飛び込み、さらには、踏切事故など、一歩間違えば、多くの県民の方々の命を一瞬にして危うくしかねない事件事故が後を絶ちません。鉄道事業者が、いかに早く、その兆候や発生的事实を認知し、対処できるかが鍵であり、県警察としても事業者とホットラインを設けるなどしておりますが、議員御指摘のとおり、その場に遭遇された

多くの県民の方々から、ダイレクトに、事業者に寄せられる情報は、大変貴重なものであると考えることから、過日、県警察本部生活安全部長より、滋賀県内を管轄するJR西日本京都支社次長に対し、

○緊急連絡先を駅などの分かりやすい場所に示していただきたい。

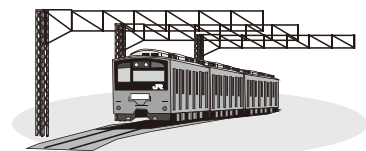
○緊急通報を迅速確実に受理・処理できる体制を確立していただきたい。

というお願いを直接いたしました。

県内では、本年だけでも、約16キロのコンクリート3個が線路上に置かれた事案、鉄道マニアの少年が貨物列車のブレーキを勝手に操作したため、運行中の車輪等が損傷した事案など、あわや大惨事に繋がりがねない事件が発生しているほか、昨年は、200件近い様々な犯罪が鉄道施設で起こっています。また、諸外国では、鉄道を狙ったテロも発生しており、その未然防止は、いかに兆候を把握できるかにかかっていると考えます。今後とも、事業者や県との連携を密にして、県民の方々に安心して鉄道を御利用していただけるよう、努力して参ります。

**答** JR西日本では、「駅に電話をかけても話し中などでつながらない」といった要望に応えるため、平成16年に「JR西日本お客様センター」を設置し、電話での問い合わせを集中管理するという体制にされたところです。また、それとは別に、緊急時の安全確保対策としましては、踏切への非常時の連絡先の掲示など、あるいは鉄道橋のところには非常時の連絡先を掲示する、またプラットホームのところには非常ボタンの設置、あるいは防犯カメラの設置ということでも対応されてきたところです。

しかしながら、ご指摘のとおり、お客様センターを設置してもなお、時間帯によってはなかなか電話が通じないといった現状がございます。県としては、安全確保に向けて、包括連携協定で定期的に会合を開いており、さっそく、JR西日本に対して、申し入れをしたところです。今後も状況を見て、この会議を通じて申し入れをしたいと考えています。



### 身体障害者等の方に対する自動車税・自動車取得税の減免について

県では、心身に障害のある方のために使用される自動車について、一定要件の下で、自動車税・自動車取得税の減免を実施されております。この春一人の方からメールをいただいておりましたが、調べるうちに妥当性が認められないと判断していましたが、私自身最近になってこうした減免制度について再考することがあってもいいのではないかとと思うようになって質問に取り上げました。

主張される内容は、精神障害者手帳二級を所持する方で、自動車税・自動車取得税の減免対象には一級の認定者だけ・・・との規定に不満をおもちでありました。こうした減免は障害者の外出支援として行われている

ものであって、自らが運転し行動できるこの方に対しては、満足ではなくても仕事もできる状態では、減免がされなくても仕方ないと納得したものです。

以前に片目失明の障害の方が、障害者と認められず、福祉的な何の支援も受けておられないことに対して、質問したこともありますが、その後、国に対して要望活動を視覚障害者の協力で署名提出いたしております。片目完全失明であっても、残る視力が一定程度ある方に対しては、障害と認めないことに、驚いたところです。

精神障害2級であっても、目いっぱい就労は困難な

裏面に続く

状況にあります。収入を制限せざるを得ない中で、ともすれば引きこもりがちになる障害者に、外出支援として税の減免をおこない、がんばろうという意欲を持っていただくことも必要であろうと思います。

減免することによって依頼心を強くさせるというより、より早く自信を持って安定復帰していただけるような支援策として、対応の検討がされてもいいのではと考えますが、現在、精神障害者手帳二級所持者が、自動車税・自動車取得税の減免対象になっている北海道、対象になっていない近隣府県と、対応の違い等について、滋賀県の判断について総務部長にお聞きします。

**答** 精神障害のある方に対する、自動車税・自動車取得税の減免についてですが、平成7年の国の通達に基づき障害等級が1級の方を対象としております。この取扱いは、ご指摘ございましたように北海道を除いて全国的にもほぼ同様の扱いというふうになっているところですが、このため、精神障害者保健福祉手帳2級、県内で約3,500人おられますが、これらの方々に直ちに自動車税・自動車取得税の減免を拡大することは難しいというふうを考えておりますが、ご指摘のありました課題につきましては、障害のある方々が社会に復帰し、社会参加を支える上での大切な課題ということと受け止めさせていただきたいと考えております。

## 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画について

政府の「食と農林漁業の再生推進本部」は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を10月25日に決定されました。農業の再生が叫ばれて久しいのでありますが、担い手を確たるものとも規定せず、生産調整に協力する規模の大小を問わない、全ての農家に対する戸別所得補償によって、まとまりつつあった集落営農組織にほころびを招き、加えて、補償が下りると足元を見越した業者の買いたたきは凄まじく、とんでもない米価の大暴落を招いた民主党農業政策、こんどはTPPの洗礼であります。

全世界を対象に直ちに関税撤廃を行い、何らの対策も講じない場合、食料自給率が現在の40%から13%に低下すると、農林水産省から試算が出されている中で、食料自給率50%の達成と高いレベルの経済連携の推進を両立させるとは、正気の沙汰なのか、矛盾極まりないと言わざるを得ません。

自民党政権下でも、猫の目農政と揶揄してきましたが、今日あまりにも転換の大きすぎる農業政策に失望の極みであります。

これまで、自民党政権時代の平成17年に策定された「経営所得安定対策等大綱」に基づく取り組みにより、認定農業者や集落営農、とりわけ特定農業団体が一定の増加をしてきたと考えますが、本県における担い手の近年の推移および現状はどのようになっているのでしょうか。

**答** 生産者はもとより市町・農業関係団体等と連携し、担い手の確保・育成を重要課題と位置づけ、今日まで積極的な取り組みを展開してきた結果、本年3月末では「認定農業者」は1,686経営体、また「特定農業団体等」は全国トップクラスの471組織となっており、こうした担い手への農地の集積は、県全体の水田面積の54%を占める状況となっております。

今回の基本方針・行動計画においては、平地で20～30ha、中山間地で10～20ha規模が大宗を占める構造を目指すこととされています。しかしながら、平成22年度から始まった戸別所得補償政策は、支援の対象が小規模農家を含む全ての農家となっており、担い手の規模拡大や集落営農の育成につながらず、むしろ、後退させる可能性が高いのではないかと考えています。

一定の規模以上の農家に施策が集中されるのか、あるいは、現状の戸別所得補償政策の考え方が継続されるのか、先が見通せない状況の中で、県としては、どのような農家を担い手と位置づけ育成されようとしておられるのか、お伺いします。

**答** これまでから担い手の位置づけは、「しがの農業・水産業新戦略プラン」において、「認定農業者や集落営農組織等の効率的で安定的な農業経

営体が、本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産を行う姿」をめざすこととしていることから、引き続き「認定農業者」および「集落営農組織」を本県農業の担い手と位置づけ、その育成に努めるべきであると考えています。

昨年以來、環境こだわり農業において国の新たな制度に本県の実情を踏まえた要件を追加・拡大することについて大変努力をいただきました。このように、国の施策には地域の特性を加味されるべきものであると思います。基本方針・行動計画に基づき、今後なされる制度・政策の設計に、一定の地域裁量が与えられることが必要と考えます。

例えば、湿田で無理に麦大豆を作付けした場合、十分な収穫が得られません。農家は自らが汗して生産したものの対価によって満足が得られることを望んでおります。土地条件に合った適地適作を進めることが、生産性を上げる最良策であると思っています。県として、今後の制度・政策の設計に対して、どう対応される考えか、適地適作の推進方策も含めて、お答え願います。

**答** 県としては、例えば、本年度から本格実施されております農業者戸別所得補償制度の創設に際しては、本県の担い手の組織状況等の特性を踏まえ、農地の集積につながる特例加算を設けるなどの提案、あるいは、新たな環境保全型農業直接支援対策の実施には、本県独自の取り組みを踏まえた仕組みが創設されるよう提案をしてきたところですが、このように、これまでから国に対して本県営農活動の特性を踏まえながら、様々な提案をしてきたところであり、こうした政策提案の多くが制度設計に反映されているところですが。

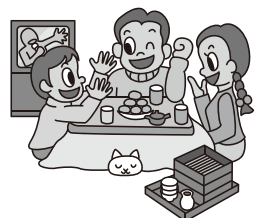
一方、適地適作につきましては、県内各地域の気候や土壌条件を踏まえながら、例えば、長浜市や高島市におきましては、降雪などの影響を受ける麦の作付けでは十分な収穫が得られないことが懸念されることから、飼料用米の作付け指導するなど、それぞれの地域特性に応じた営農活動を支援しているところです。

今後とも、国における制度や政策の設計に際しましては、本県の営農特性を踏まえた必要な政策提案に積極的に取り組むとともに、県内生産者に対しましても地域の特性を活かした営農活動が展開されるよう、より一層きめ細かな指導助言に努めたいと考えています。

最後に、作況指数は毎年農林水産省から発表され、その数字は米価や政策に影響を与える大切なものです。今年の作況指数は99の平年並みとなっていますが、農家は収量が悪かったという声をよく聞き、作況指数と農家の実感とは合っておりません。こうしたことは、大規模農家ほど大きな影響となって現れているように思います。そこで今後、基本方針・行動計画に基づき大規模化を進める場合、県としてどのように対応していくのか、お伺いをします。

**答** 国が公表される作況指数は、県内各地域で坪刈りされた玄米を1.7ミリの網目でふるいにかけて、収穫量を算定し、作況指数のデータとして活用されていますが、一方、農家段階においては、より品質の高い米を出荷するために、少し大きな1.9ミリの網目等でふるいかけられることから、作況指数と農家の収量には一定の乖離が生じているものと考えられます。

また、特に今年産米は、天候の影響により粒の充実が悪く、国の作況指数は平年並となっていますが、農家が実際に出荷される1.9ミリ以上の大きな粒の収穫量を見ますと、近年の平均より約2.4%程度少ない状況となっています。このため、経営規模の拡大を進める農家に対しましても引き続き、栽培技術や営農管理能力の向上に向けた指導・助言を行いたいと考えています。



### 西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)  
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を  
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net/>